

大阪市立放出小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法（第2条）」平成25年法律第71号）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識を持ち、「違いを認めあえる人権感覚豊かな集団」を育成するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

本校の基本方針として、以下の2点を挙げる。

- いじめを未然に防止するための取り組みを進める。
- いじめの早期発見・早期解決のための取り組みを進める。

3. いじめの未然防止の取り組み

〈基本姿勢〉

すべての児童が、いじめの被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわないための人権的な取り組みをあらゆる教育活動を通して全教職員で取り組む。

（1）授業改善について

- ☐ 学習規律を徹底する。（着席して待つ、授業前後のあいさつ、授業中の態度等）
- ☐ すべての教育活動において、学習意欲を高め、学習内容を深化充実させる。
- ☐ 保幼小連携、小小連携、小中連携を充実させ、研修会の共催、出前授業や見学会、授業参観等を活発に行い、教職員の授業力向上に努める。
- ☐ 学力向上に向けて様々な取り組みを進め、「できる喜び」「わかる喜び」を感じさせ、自尊感情を高める。
- ☐ 外国語活動、英語教育を低学年より実施し、異文化交流や異学年交流、自主活動、その他の体験活動等を通して、「互いの違いを認め合える人権感覚あふれる集団」を作る。

（2）いじめを許さない・見逃さない雰囲気づくり

- ☐ 「なかまづくり」を大切にし、学級活動、児童集会、グループ活動等で、集団育成を行い、発達段階に応じた「いじめを許さない、見逃さない」雰囲気の醸成を行う。
- ☐ インターネット上のいじめ等を防ぐための情報モラル教育の充実を図る。

4. いじめの早期発見・早期解決に向けた取り組み

〈基本姿勢〉

いじめは、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われると認識し、些細な兆候であっても、「いじめではないか。」と疑いを持って、早い段階より関わりを持ち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、積極的に認知する。

また、発見・通報を受けた場合に、特定の教員のみの対応にせず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り、毅然とした態度で加害児童を指導していく。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上を見据え、児童の人格形成に主眼を置いた指導を行う。

(1) いじめの早期発見のための取り組み

- ☐ 職員会議後の児童理解研修会・校内委員会・職員朝会などの場で、普段から児童の情報交換を行い、情報の共有化を行う。
- ☐ スクールライフノート・いいとこみつけ・心の天気等を活用し、教職員が情報を共有して継続した指導や児童の変化に気付くことができるように努める。
- ☐ 学級担任に限らず、第三者の立場で相談できる環境を整備するため、スクールカウンセラーの周知を行う。
- ☐ 家庭連絡を日常的に行い、学校発信だけではなく、家庭からも相談や訴えなどできる環境を作り、相互の連携を図る。

(2) いじめの早期解決についての取り組み

- ☐ いじめの事象が起きた場合は、発見した教職員が管理職等に報告し、教育委員会への報告は、速やかに管理職より行う。
- ☐ いじめ事象が起きた場合は、早急にいじめ対策委員会を開き、被害児童の保護、加害児童への指導について学校の方針を決定する。
- ☐ いじめ事象に対し、全教職員が共通理解して問題解決に取り組むため、職員会議・校内委員会・職員朝会等の場で、情報共有し、学校の方針を確認するとともに、教職員の連携を強化する。
- ☐ 必要に応じて、こども相談センターや警察などの関係諸機関と連携を円滑に行う。

5. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ☐ 組織名…いじめ対策委員会
- ☐ 構成メンバー…管理職・教務主任・生活指導部長・養護教諭・対象学年集団
場合によっては全教職員
- ☐ 活動内容
 - ・学校基本方針、運営に関する計画に基づく具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正を行う。
 - ・教職員の共通理解、連携を図るための校内研修会を実施する。
 - ・いじめの疑いにかかる情報があった場合の緊急会議の開催。

迅速な情報の共有、関係児童への聞き取り、指導及び支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

- ☐ 生活指導連絡会を毎月一回実施するものとする。
- ☐ アンケートの実施・活用
 - ・児童対象のいじめアンケート調査 学期に1回を予定
 - ・必要に応じて、教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査
- ☐ 研修会の実施
 - ・人権教育研修会（年2回）
 - ・児童理解研修会

（2）保護者や地域・関係諸機関との連携

- ☐ ホームページや学校便り等による情報発信と啓発を行う。
- ☐ 学校協議会で現状報告を行う。状況に応じて、協力を要請する。
- ☐ P T A役員会開催時に、必要に応じて現状報告を行い、状況に応じて協力を要請する。
- ☐ 継続的に指導が必要な場合、スクールカウンセラーやこども相談センター、スクールソーシャルワーカー、警察やサポートセンター等、学校外の外部機関の活用や連携を行う。

（3）取り組み内容の検証

- ☐ 学校アンケートの実施等で検証データを準備し、「運営に関する計画」中間評価や最終評価の際に、いじめの未然防止、早期発見、早期解決におけた取り組みについての検証を行い、改善策について協議する。

6. 重大いじめ事象への対応

「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

「相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査及び対応を行う。

- ☐ 「いじめ事象を隠ぺいしない。」「誠意をもって対応する。」「窓口を一本化する。」等の学校対応の基本ルールを徹底する。
- ☐ 教育委員会への報告は管理職より速やかに行う。
- ☐ 次に示す「いじめ事象の対応の流れ」を周知徹底し、重大事象発生時には再確認して対応にあたる。

○いじめ事象の対応の流れ

いじめの訴え・気づき



学級担任等による聞き取り



管理職・生活指導部長へ報告



いじめ対策委員会で指導方針の決定



必要に応じて臨時職員会・職員朝会等で状況説明・対応方針の共通理解



被害児童への支援・加害児童への指導



被害・加害児童双方の保護者へ連絡



学級での指導・全校児童への全体指導